二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	漁港における外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数	過疎地域等人口比率	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成三十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）を測定単位の数値で除して得た数	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「過疎地域持続的発展法」という。）第二条第一項及び旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項に規定する特別豪雪地帯又は山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村のいずれかに該当する地域（以下この号において「過疎地域等」という。）に係る人口として総務大臣が調査した数を人口で除して得た数	平成四年度以降に供用を開始した当該市町	市町村
四　地域振興費	人口	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［一　略］
［三　略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	二　下水道費

二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	漁港における外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数	過疎地域等人口比率	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十五年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）を測定単位の数値で除して得た数	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項に規定する特別豪雪地帯又は山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村のいずれかに該当する地域（以下この号において「過疎地域等」という。）に係る人口として総務大臣が調査した数を人口で除して得た数	平成三年度以降に供用を開始した当該市町	市町村
四　地域振興費	人口	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［一　同上］
［三　同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	二　下水道費